

20歳になったら

「国民年金」

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれま
す。国民年金に加入すること
もそのひとつです。

皆さんの中には、「年金な
んて先のことだから関係な
い。」なんて思っている人は
いませんか？

国民年金は、日本に住んで
いる20歳から60歳までのすべ
ての人が加入して、やがて誰
にも訪れる老後の所得保障だ
けでなく、障害や死亡といっ
た不慮の事故などにより私た
ちの生活の安定が損なわれる
ことのないよう、みんなの前
もって保険料を出し合いお互
いを支え合う制度です。

なお、学生の方や収入が少
なく保険料の納付が困難な
方の場合は、「学生納付特例」
や「若年者猶予」など保険料
の支払いを猶予する制度があ
りますので、年金事務所もし
くは役場で国民年金の加入手
続きと併せて申請してください。

【必要なもの】

- ・窓口に来られる方の本人確
認のできるもの
- ・印鑑
- ・在学証明書か学生証※学生
納付特例を利用される場合

問い合わせ先

鳥取年金事務所

☎27-8311

住民生活課 保険係

☎73-1415

新成人のみなさんへ ～契約は慎重に～

新成人のみなさん、ご成人おめでとうございます。

これまでは、親の同意を得ずに結んだ契約については、一定の場合、取り消しができる
ことがあります（未成年者取消し）。しかし、成人を迎えると自分に契約上の責任がかか
ることになります。

二十歳になる人を狙ってダイレクトメールや電話で誘いをかけ、高額な商品の契約を迫
るといったトラブルが多数あります。契約は、口約束でも成立します。そして、**原則、一
度結んだ契約は、勝手にやめること
はできません。**勧誘を受けても、そ
の商品が本当に必要かどうか良く考
えて、購入意思が無いときはきっぱりと断りましょう。

勧誘方法によっては、クーリング・
オフといって一定期間は契約の解除
ができることもあります。困ったと
きは、消費生活相談窓口にご相談く
ださい。

岩美町消費生活相談窓口

面談相談：毎週金曜日

午前9時～午後4時（祝日を除く）

岩美町役場 2階中会議室

（場所は変更になることがあります）

電話相談：毎週火～金曜日

午前9時～午後4時（祝日を除く）

☎73-1444